

目標 昭和65年

調和のとれた国土の有効利用をめざして

国土利用計画(都留市計画)策定なる

国土利用計画(都留市計画)は、国土利用計画法第8条の規定に基づき、地方自治法第2条第5項の基本構想に即して、昭和65年を目標年次とした都留市の区域における国土の利用に関して、必要な事項を定めたものです。

この計画は、限られた市土で自然、社会、経済及び文化的な諸条件を考慮しながら、総合的、長期的観点に立って、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、健康で文化的な生活環境の確保と均衡ある発展を図ることを目標とするともに、市土利用に関する行政の指針とし、また、市土利用の各種計画の基本として利用するものです。

計画策定にあたりましては、市土が市民の共通の資源であるという観点から、広くみなさんの意向を反映させるために、アンケート調査を実施するとともに、山梨県調査を基本とし、庁内調整会議、県との調整会議及び都留市定例市議会議決(昭和55年3月14日議決)を経て、都留市計画を策定しました。

その概要は、つぎのとおりです。

◎ 国土利用計画(都留市計画)は、基準年次を昭和50年、目標年次を昭和65年とする。

一 市土の利用に関する基本構想

(1) 市土利用の基本方針

市土の利用は、市土が現在及び将来における市民のため限られた資源であるとともに、生活及び生産を通ずる諸

活動の共通の基盤です。

したがって、市土の利用に当たっては、長期的な展望のもとに、市土がもつ特徴と問題点を考慮し、農林地の保全、自然環境の保全、公害の防止、歴史的風土の保存、治山、治水等に十分配慮しながら極力土地の有効利用を促進し、調和のとれた市土の総合的かつ計画的な土地利用を図らなければなりません。

二 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標およびその地域別の概要

(1) 市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

市土の利用の基本構想に基づく昭和65年の利用区分ごとの規模の目標は、表のとおりです。

(2) 地域別の概要

地域の区分は、中心地域及び周辺地域の2区分とする。

三 二に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要

(1) 土地利用に関する法律等の適切な運用

(2) 地域整備施策の推進

(3) 土地利用に係る環境の保全および安全の確保

(4) 土地利用転換の適正化と土地の有効利用

(5) 市土に関する調査の実施

市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

(単位: ha・%)

区 分	昭和50年	昭和65年	構 成 比		65年 / 50年	
			昭和50年	昭和65年		
農 用 地	1,205	981	7.44	6.06	81	
	農 地	1,199	978	7.40	6.04	82
	採草放牧地	6	3	0.04	0.02	50
森 林	13,375	13,000	82.58	80.26	97	
原 野	6	1	0.04	0.01	17	
水面, 河川, 水路	162	163	1.00	1.01	101	
道 路	152	201	0.94	1.24	132	
宅 地	313	504	1.93	3.11	161	
	住 宅 地	188	318	1.16	1.96	169
	工場用地	20	35	0.12	0.22	175
	そ の 他	105	151	0.65	0.93	144
そ の 他	984	1,347	6.07	8.31	137	
合 計	16,197	16,197	100	100	100	

(注) 道路は、一般道路及び農林道である。